

佐賀労働局発表  
令和 6年 12月 20日(金)

【照会先】  
佐賀労働局職業安定部職業対策課  
課長 高尾 正昭  
障害者雇用担当官 山田 直美  
(電話) 0952-32-7217

## 令和 6年 障害者雇用状況の集計結果 ～民間企業の雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新～

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率 民間企業の場合は 2.5%）以上の障害者を雇うことを義務付け、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求めています。

佐賀労働局(局長 城 寿克)では、このほど、県内の民間企業や公的機関などにおける令和 6 年の「障害者雇用状況」について集計結果を取りまとめましたので、公表します。

### 【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞ 法定雇用率 2.5%

○雇用障害者数は過去最高、実雇用率は 11 年連続で過去最高を更新

- ・雇用障害者数は 2,767.0 人、対前年比 6.8% (175.5 人) 増加
- ・実雇用率 2.87%、対前年比 0.07 ポイント上昇 [全国平均 2.41%、全国 5 位]

○法定雇用率達成企業の割合は、62.6%

- ・対前年比 5.3 ポイント低下 [全国平均 46.0%、全国 3 位]
- 対象企業数 712 社、達成企業数 446 社

＜地方公共団体＞ 法定雇用率 2.8%、県の教育委員会は 2.7%

○県の機関及び教育委員会は、4 機関中 3 機関で法定雇用率達成

- ・県の機関:雇用障害者数 124.5 人 (124.5 人)、実雇用率 2.93% (2.91%)
- ・県の教育委員会:雇用障害者数 196.0 人 (200.5 人)、実雇用率 2.54% (2.61%)

○市町の機関は、31 機関中 23 機関で法定雇用率達成

- ・雇用障害者数 301.0 人 (280.0 人)、実雇用率 2.76% (2.56%)

＜独立行政法人等＞ 法定雇用率 2.8%

○雇用障害者数 16.0 人 (18.5 人)、実雇用率 1.80% (2.11%) で法定雇用率未達成

※ ( ) は前年の値

# 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

## 1 民間企業における雇用状況

### ○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（40.0人以上規模の企業：法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は 2767.0人で、前年より6.8%（175.5人）増加した。
- ・ 障害別にみると、身体障害者は 1,459.5人（対前年比5.6%増）、知的障害者は776.5人（同3.4%増）、精神障害者は531.0人（同15.7%増）と、知的障害者及び精神障害者は前年より増加し過去最高となった。
- ・ 実雇用率は、過去最高の2.87%（前年は2.80%）で全国5位、法定雇用率達成企業の割合は62.6%（同67.9%）で全国3位となった。

〔総括表1、グラフ(1)(2)(3)、詳細表1(1)〕

### ○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、40.0～100人未満規模企業で697.0人（前年は676.0人）、100～300人未満で1,048.0人（同919.0人）、300～500人未満で338.0人（同324.0人）、500～1,000人未満で340.0人（同332.5人）、1,000人以上で344.0人（同340.0人）と、全ての企業規模で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、40.0～100人未満で2.90%（前年は3.22%）、100～300人未満で3.03%（同2.73%）、300～500人未満で2.61%（同2.49%）、500～1,000人未満で3.06%（同2.99%）、1,000人以上で2.52%（同2.49%）となった。  
なお、民間企業全体の实雇用率2.87%（同2.80%）と比較すると、40.0～100人未満、100～300人未満及び500～1,000人未満規模企業は上回っているが、300～500人未満及び1,000人以上規模企業は下回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、40.0～100人未満が60.6%（前年は66.4%）、100～300人未満が68.5%（同70.2%）、300～500人未満が60.5%（同63.2%）、500～1,000人未満が52.6%（同78.9%）、1,000人以上が25.0%（同62.5%）となり、全ての規模の区分で前年より低下した。〔グラフ(4)・(5)、詳細表1(2)〕

### ○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「医療、福祉」の1,005.5人（前年は934.5人）が最も多く、「製造業」の807.0人（同764.0人）、「卸売業、小売業」の257.5人（同242.5人）と続いている。
- ・ 実雇用率は、「生活関連サービス業、娯楽業」で4.77%（前年は5.35%）、「医療、福祉」で3.79%（同3.64%）が民間企業全体の実雇用率2.87%を上回った。  
〔詳細表1(3)〕

## ○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和6年の法定雇用率未達成企業は266社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、77.4%を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は152社で、未達成企業に占める割合は、57.1%となっている。

〔詳細表1(3)〕

## 2 地方公共団体における在職状況

### (1) 県の機関（法定雇用率2.8%）

県の機関に在職している障害者の数は124.5人（前年は124.5人）で、前年同数となり、実雇用率は2.93%（同2.91%）と、前年に比べ0.02ポイント増加した。

〔総括表2(1)、詳細表2(1)、4(1)〕

### (2) 市町の機関（法定雇用率2.8%）

市町の機関に在職している障害者の数は301.0人（前年は280.0人）で、前年より7.5%（同21.0人）増加しており、実雇用率は2.76%（同2.56%）と、前年に比べ0.2ポイント増加した。

31機関中23機関が達成。

〔総括表2(2)、詳細表2(2)、4(2)〕

### (3) 県の教育委員会（法定雇用率2.7%）

県の教育委員会に在職している障害者の数は196.0人（前年は200.5人）で、前年より2.2%（同4.5人）低下しており、実雇用率は2.54%（同2.61%）と、前年に比べ0.07ポイント低下した。

〔総括表2(3)、詳細表2(3)、4(3)〕

## 3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人（法定雇用率2.8%）に雇用されている障害者の数は16.0人（前年は18.5人）で、前年より13.5%（同2.5人）低下しており、実雇用率は1.80%（同2.11%）と、前年に比べ0.31ポイント低下した。

〔総括表3、詳細表3、4(4)〕

1. 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業数	⑤ 達成割合
民間企業	96,398.5人	2,767.0人	2.87%	446/712	62.6%
	(92,466.5人)	(2,591.5人)	(2.80%)	(430/633)	(67.9%)

2. 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.8%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
県の機関	4,244.5人	124.5 人	2.93%	3/3	100.0%
	(4,284.5人)	(124.5人)	(2.91%)	(3/3)	(100.0%)

(2) 市町の機関(法定雇用率2.8%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
市町の機関	10,912.5人	301.0 人	2.76%	23/31	74.2%
	(10,957.0人)	(280.0人)	(2.56%)	(23/31)	(74.2%)

(3) 県の教育委員会(法定雇用率2.7%)

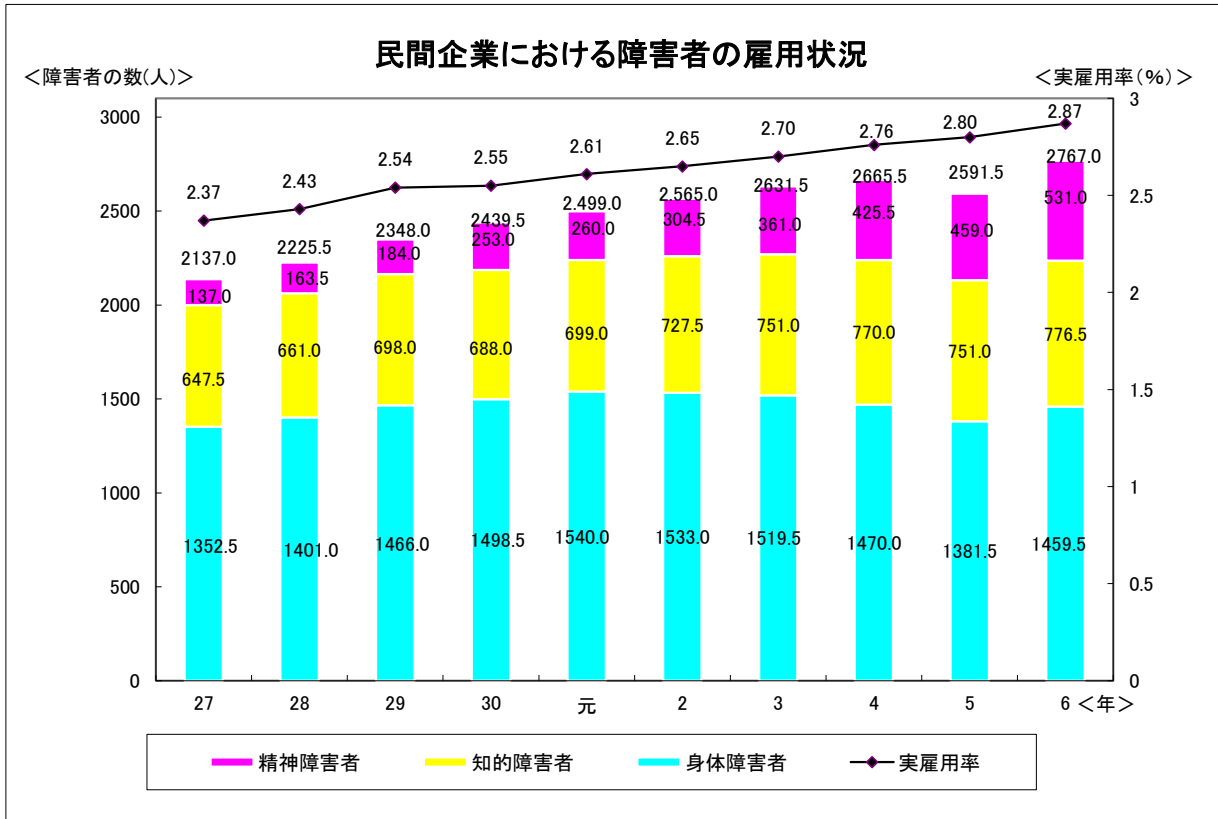
区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
県の教育委員会	7,708.0人	196.0 人	2.54%	0/1	0.0%
	(7,681.5人)	(200.5人)	(2.61%)	(1/1)	(100.0%)

### 3. 地方独立行政法人における雇用状況(法定雇用率2.8%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人	890.5人	16.0 人	1.80%	0/1	0.0%
	(876.5人)	(18.5人)	(2.11%)	(0/1)	(0.0%)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。  
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。
- 4 法定雇用率2.7%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ( )内は、令和5年6月1日現在の数値である。
- 6 市町の機関には、市町の教育委員会（法定雇用率2.7%が適用される教育委員会を除く）を含むものである。
- 7 「地方独立行政法人」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号の法人を指す。

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



<法定雇用率>



注1：雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模、平成25年4月から平成30年3月までは50人以上規模、平成30年4月から令和3年2月までは45.5人以上規模、令和3年3月から令和6年3月までは43.5人以上規模、令和6年4月以降は40.0人以上規模の企業)についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで  
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
 重度身体障害者である短時間労働者  
 重度知的障害者である短時間労働者

平成18年度以降  
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
 重度身体障害者である短時間労働者  
 重度知的障害者である短時間労働者  
 精神障害者  
 精神障害者である短時間労働者  
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成23年度以降  
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
 重度身体障害者である短時間労働者  
 重度知的障害者である短時間労働者  
 精神障害者  
 身体障害者である短時間労働者  
 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）  
 知的障害者である短時間労働者  
 （知的労働者である短時間労働者は0.5人でカウント）  
 精神障害者である短時間労働者  
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成30年度以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

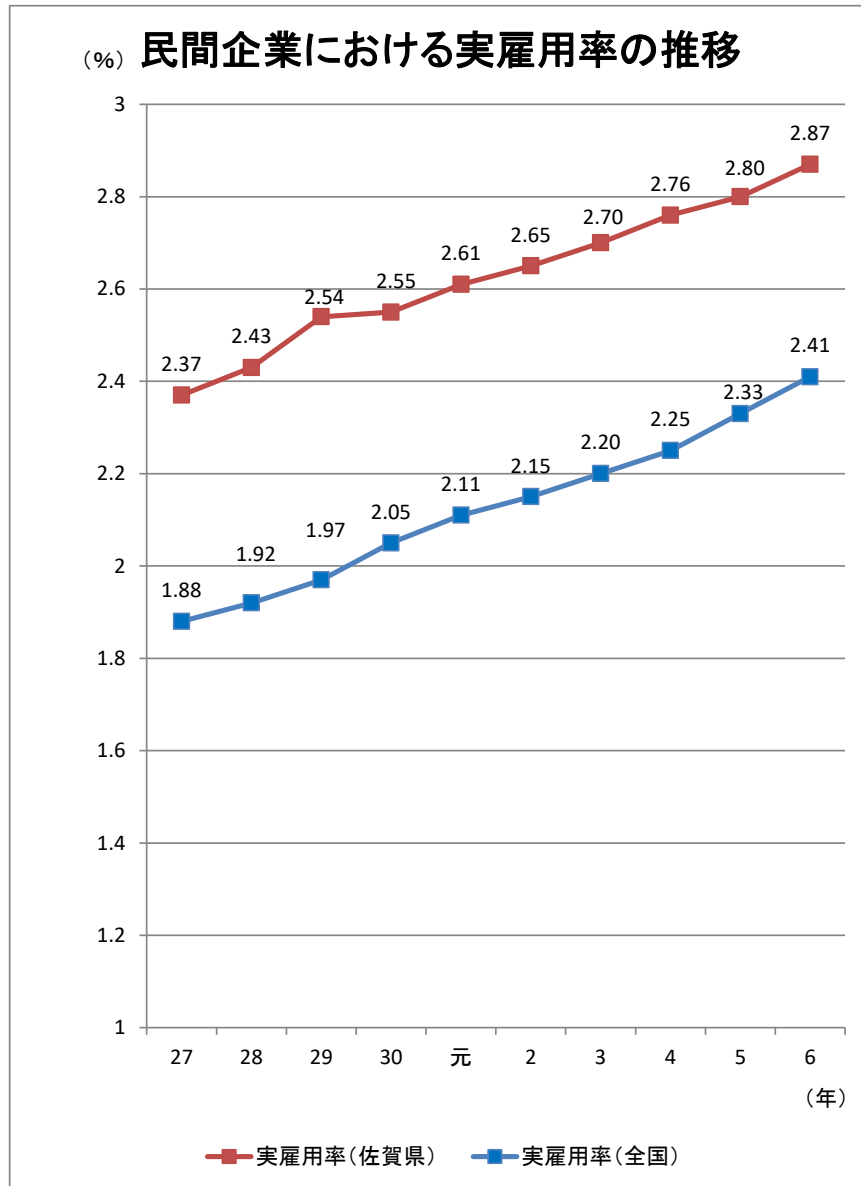
- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年度以降、短時間勤務職員である精神障害者については、令和5年4月1日から精神障害者の算定特例の延長に伴い、当分の間、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとしている。

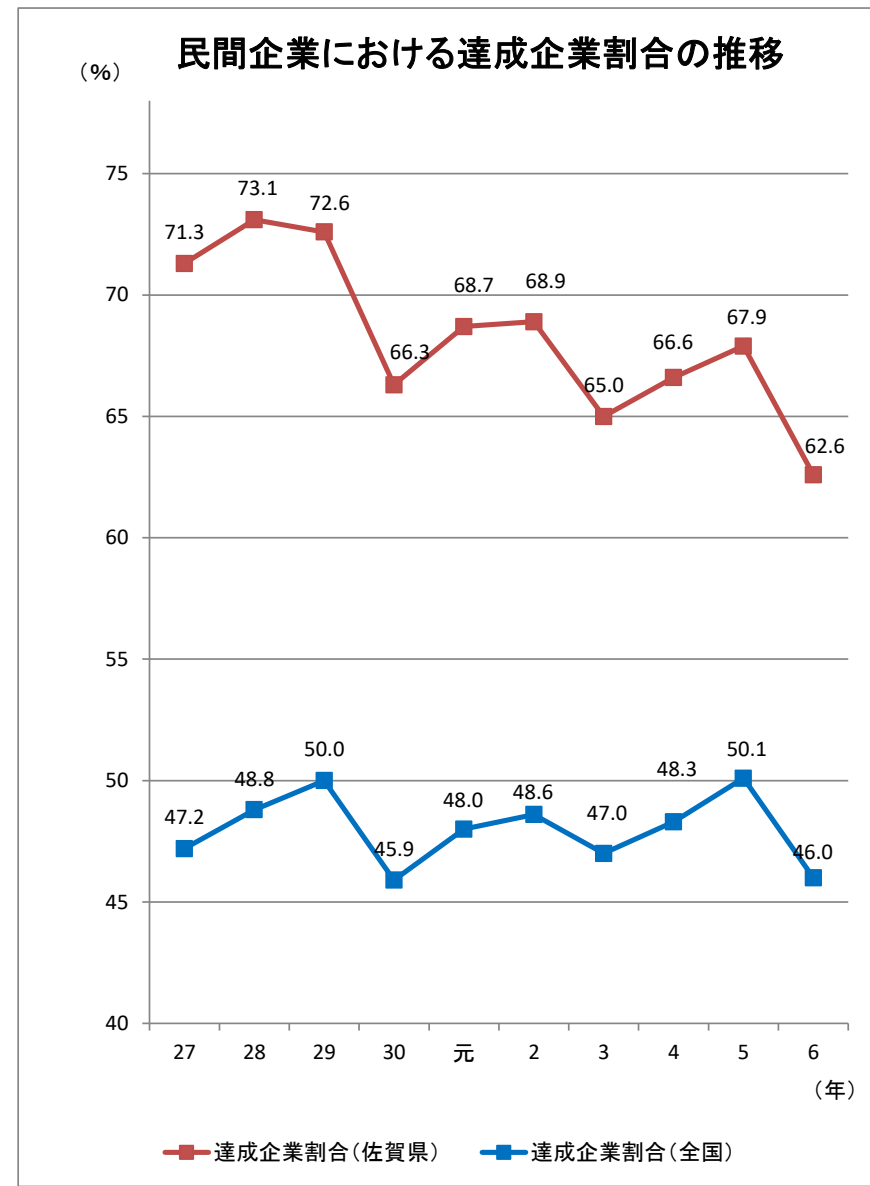
令和6年4月以降、短時間労働者のうち週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の者について、0.5人とカウントとしている。（就労継続支援A型の利用者は除く。）

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月から平成30年3月までは2.0%、平成30年4月から令和3年2月までは2.2%、令和3年3月から令和6年3月までは2.3%、令和6年4月以降は2.5%となっている。

(2) 民間企業における実雇用率の推移

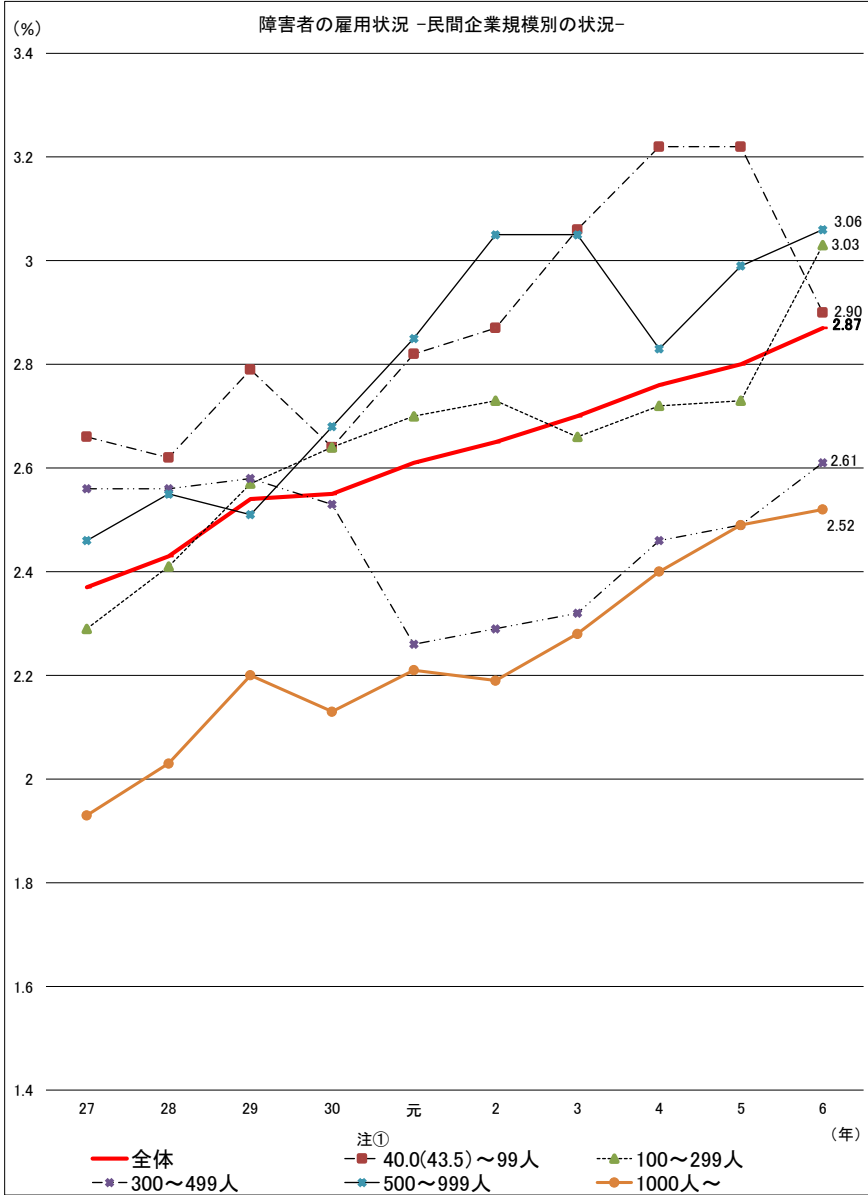


(3) 民間企業における法定雇用率達成企業割合の推移



(4) 企業規模別実雇用率

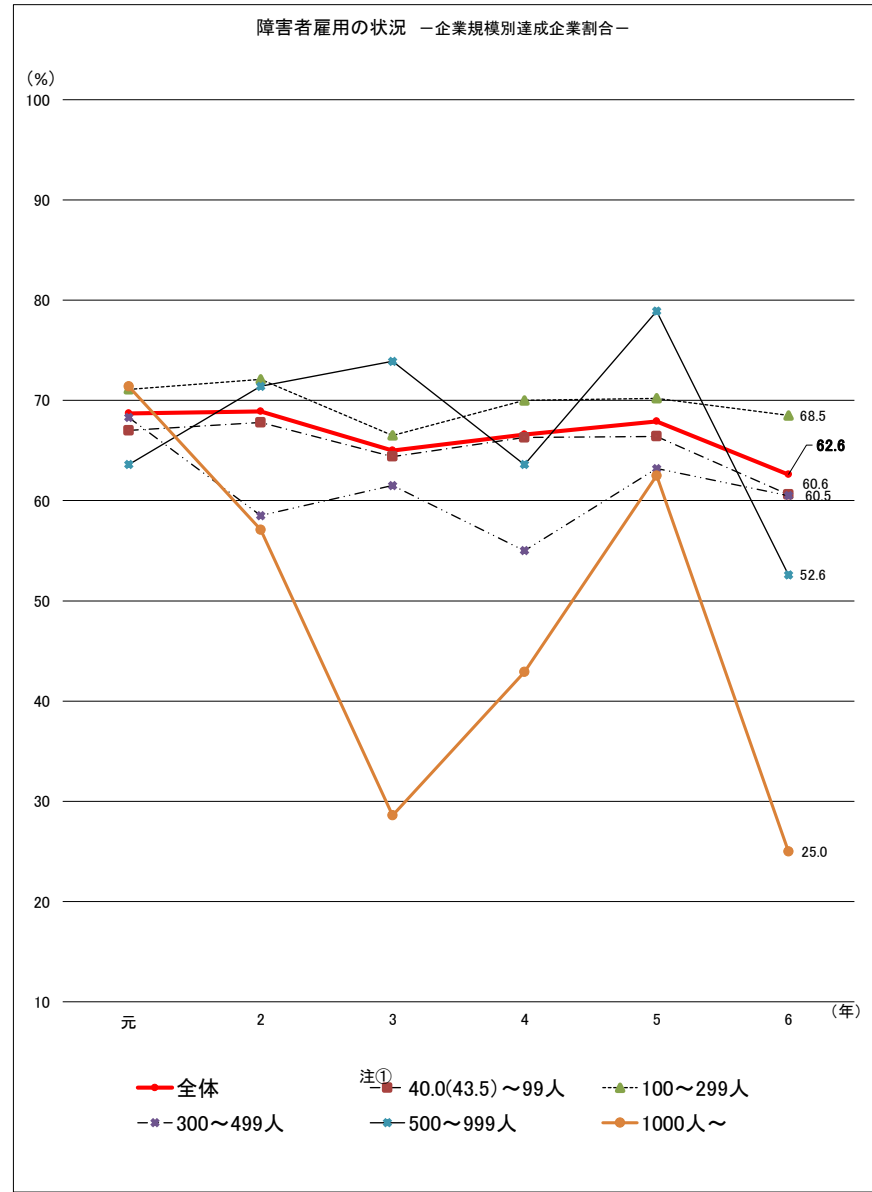
各年6月1日現在



注① 平成24年までは、56~100人未満  
 注① 平成29年までは、50~100人未満  
 注① 令和2年2月末迄は、45.5~100人未満  
 注① 令和6年3月末迄は、43.5~100人未満

(5) 企業規模別達成企業割合

各年6月1日現在



注① 平成24年までは、56~100人未満  
 注① 平成29年までは、50~100人未満  
 注① 令和2年2月末迄は、45.5~100人未満  
 注① 令和6年3月末迄は、43.5~100人未満



## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
  - 一般の民間企業 …………… 2.5%  
(40.0人以上規模の企業)
  - 特殊法人等 …………… 2.8%  
〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、  
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2.8%  
(36.0人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2.7%  
(37.5人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.5%）

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (注1)	③ 障害者の数							④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5 (注2)	G. うち新規雇用分 (注4)			
民間企業 (2.5%)	企業 712 (633)	人 96,398.5 (92,466.5)	人 468 (444)	人 274 (250)	人 1,450 (1,361)	人 182 (185)	人 32 (-)	人 2,767.0 (2,591.5)	人 262.0 (201.0)	% 2.87 (2.80)	企業 446 (430)	% 62.6 (67.9)

[1. (1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。
- 3 A・C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B・D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 4 G欄の「うち新規雇用分」は、令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ( )内は令和5年6月1日現在の数値である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	② 身体障害者の数							③ 知的障害者の数							④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者 (注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の身体障害者 (注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者 (注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者 (注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分 (注5)	a. 重度知的障害者 (注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の知的障害者 (注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者 (注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者 (注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分 (注5)	c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害者である短時間労働者 (注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者 (注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)	g. うち新規雇用分 (注5)
民間企業	人 2,767.0 (2,591.5)	人 352 (327)	人 48 (41)	人 656 (640)	人 87 (93)	人 16 (-)	人 1,459.5 (1,381.5)	人 106.0 (71.5)	人 116 (117)	人 37 (49)	人 459 (422)	人 95 (92)	人 2 (-)	人 776.5 (751.0)	人 60.0 (47.5)	人 335 (299)	人 189 (160)	人 14 (-)	人 531.0 (459.0)	人 96.0 (82.0)

[1. (1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
- 4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は、令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ( )内は令和5年6月1日現在の数値である。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (注1)	③障害者の数						④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び知的障害者 (注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者 (注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者 (注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者 (注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5 (注2)				G. うち新規雇用分 (注4)
規模計	712 (633)	96,398.5 (92,466.5)	468 (444)	274 (250)	1,450 (1,361)	182 (185)	32 (-)	2,767.0 (2,591.5)	262.0 (201.0)	2.87 (2.80)	446 (430)	62.6 (67.9)
40.0～100人未満	406 (333)	24,021.0 (21,006.0)	107 (86)	72 (126)	375 (340)	65 (76)	7 (-)	697.0 (676.0)	71.5 (60.0)	2.90 (3.22)	246 (221)	60.6 (66.4)
100～300人未満	241 (235)	34,615.5 (33,673.5)	156 (152)	150 (77)	545 (508)	69 (60)	13 (-)	1,048.0 (919.0)	107.5 (55.0)	3.03 (2.73)	165 (165)	68.5 (70.2)
300～500人未満	38 (38)	12,970.5 (13,016.5)	66 (62)	17 (17)	178 (173)	19 (20)	3 (-)	338.0 (324.0)	38.0 (18.0)	2.61 (2.49)	23 (24)	60.5 (63.2)
500～1,000人未満	19 (19)	11,115.0 (11,132.0)	69 (72)	24 (22)	164 (156)	22 (21)	6 (-)	340.0 (332.5)	22.5 (21.0)	3.06 (2.99)	10 (15)	52.6 (78.9)
1,000人以上	8 (8)	13,676.5 (13,638.5)	70 (72)	11 (8)	188 (184)	7 (8)	3 (-)	344.0 (340.0)	22.5 (47.0)	2.52 (2.49)	2 (5)	25.0 (62.5)

注 [1. (1)①表の注]と同じ

②障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者 (注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の身体障害者 (注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者 (注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者 (注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分 (注5)	a. 重度知的障害者 (注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の知的障害者 (注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者 (注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者 (注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分 (注5)	c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害者である短時間労働者 (注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者 (注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)	g. うち新規雇用分 (注5)
規模計	2,767.0 (2,591.5)	352 (327)	48 (41)	656 (640)	87 (93)	16 (-)	1,459.5 (1,381.5)	106.0 (71.5)	116 (117)	37 (49)	459 (422)	95 (92)	2 (-)	776.5 (751.0)	60.0 (47.5)	335 (299)	189 (160)	14 (-)	531.0 (459.0)	96.0 (82.0)
40.0～100人未満	697.0 (676.0)	73 (55)	9 (15)	160 (143)	29 (39)	4 (-)	331.5 (287.5)		34 (31)	12 (16)	142 (137)	36 (37)	0 (-)	240.0 (233.5)		73 (60)	51 (95)	3 (-)	125.5 (155.0)	
100～300人未満	1,048.0 (919.0)	117 (115)	25 (16)	248 (244)	36 (30)	6 (-)	528.0 (505.0)		39 (37)	17 (27)	167 (146)	33 (30)	1 (-)	279.0 (262.0)		130 (118)	108 (34)	6 (-)	241.0 (152.0)	
300～500人未満	338.0 (324.0)	50 (46)	5 (6)	83 (88)	8 (10)	2 (-)	193.0 (191.0)		16 (16)	3 (2)	57 (50)	11 (10)	0 (-)	97.5 (89.0)		38 (35)	9 (9)	1 (-)	47.5 (44.0)	
500～1,000人未満	340.0 (332.5)	52 (53)	6 (3)	82 (83)	10 (10)	3 (-)	198.5 (197.0)		17 (19)	2 (1)	37 (34)	12 (11)	1 (-)	79.5 (78.5)		45 (39)	16 (18)	2 (-)	62.0 (57.0)	
1,000人以上	344.0 (340.0)	60 (58)	3 (1)	83 (82)	4 (4)	1 (-)	208.5 (201.0)		10 (14)	3 (3)	56 (55)	3 (4)	0 (-)	80.5 (88.0)		49 (47)	5 (4)	2 (-)	55.0 (51.0)	

注 [1. (1)②表の注]と同じ

詳細表

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (注1)	③ 障害者の数							④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者 (注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者 (注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者 (注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5 (注2)	G. うち新規雇用分 (注4)			
産業計	企業 712 (633)	人 96,398.5 (92,466.5)	人 468 (444)	人 274 (250)	人 1,450 (1,361)	人 182 (185)	人 32 (0)	人 2,767.0 (2,591.5)	人 262.0 (201.0)	% 2.87 (2.80)	企業 446 (430)	% 62.6 (67.9)
建設業	32 (28)	3,416.5 (3,220.0)	20 (21)	3 (2)	43 (41)	2 (2)	1 (0)	87.5 (86.0)	5.5 (3.0)	2.56 (2.67)	24 (25)	75.0 (89.3)
製造業	190 (176)	30,021.0 (29,389.5)	158 (151)	20 (15)	462 (439)	14 (16)	4 (0)	807.0 (764.0)	58.0 (50.0)	2.69 (2.60)	127 (128)	66.8 (72.7)
情報通信業	16 (14)	2,047.5 (1,820.0)	8 (8)	3 (1)	10 (8)	0 (0)	0 (0)	29.0 (25.0)	3.0 (2.0)	1.42 (1.37)	4 (4)	25.0 (28.6)
運輸業、郵便業	44 (40)	5,179.5 (5,049.0)	30 (27)	11 (7)	63 (57)	3 (4)	0 (0)	135.5 (120.0)	20.5 (2.5)	2.62 (2.38)	27 (27)	61.4 (67.5)
卸売業、小売業	94 (80)	10,457.5 (9,839.0)	46 (46)	18 (17)	135 (126)	18 (15)	7 (0)	257.5 (242.5)	14.5 (12.5)	2.46 (2.46)	53 (50)	56.4 (62.5)
金融業、保険業	13 (12)	3,134.5 (3,107.5)	10 (9)	0 (1)	36 (33)	1 (1)	0 (0)	56.5 (52.5)	1.0 (1.0)	1.80 (1.69)	6 (4)	46.2 (33.3)
不動産業、物品賃貸業	6 (6)	511.5 (501.5)	0 (0)	0 (2)	8 (4)	1 (1)	0 (0)	8.5 (6.5)	2.0 (4.0)	1.66 (1.30)	2 (2)	33.3 (33.3)
学術研究、専門・技術サービス業	11 (9)	672.0 (651.5)	1 (0)	0 (0)	10 (5)	2 (3)	0 (0)	13.0 (6.5)	1.0 (2.0)	1.93 (1.00)	6 (2)	54.5 (22.2)
宿泊業、飲食サービス業	17 (10)	1,266.0 (798.0)	2 (3)	5 (4)	13 (10)	6 (4)	0 (0)	25.0 (22.0)	5.5 (1.5)	1.97 (2.76)	8 (7)	47.1 (70.0)
生活関連サービス業、娯楽業	17 (14)	1,110.0 (972.0)	8 (8)	7 (6)	28 (29)	4 (2)	0 (0)	53.0 (52.0)	1.0 (4.5)	4.77 (5.35)	13 (9)	76.5 (64.3)
教育、学習支援業	15 (14)	1,346.0 (1,318.5)	2 (2)	1 (2)	8 (5)	0 (1)	0 (0)	13.0 (11.5)	3.0 (3.0)	0.97 (0.87)	4 (3)	26.7 (21.4)
医療、福祉	194 (178)	26,544.5 (25,660.5)	135 (124)	200 (182)	466 (442)	123 (125)	16 (0)	1,005.5 (934.5)	128.0 (82.0)	3.79 (3.64)	135 (132)	69.6 (74.2)
複合サービス事業	6 (5)	3,545.0 (3,526.5)	15 (15)	0 (0)	53 (53)	1 (1)	0 (0)	83.5 (83.5)	1.5 (8.0)	2.36 (2.37)	3 (4)	50.0 (80.0)
サービス業	53 (43)	6,946.0 (6,406.5)	33 (30)	6 (11)	113 (106)	7 (10)	4 (0)	190.5 (182.0)	17.5 (24.0)	2.74 (2.84)	32 (30)	60.4 (69.8)
その他の産業	4 (4)	201.0 (206.5)	0 (0)	0 (0)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	2.0 (3.0)	0.0 (1.0)	1.00 (1.45)	2 (3)	50.0 (75.0)

注 [1. (1)①表の注]と同じ

その他の産業には、「農、林、漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」「分類不能の産業」が含まれる。

詳細表

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者 (注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者 (注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者 (注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5 (注2)				G. うち新規雇用分 (注4)
産業計	企業 712 (633)	人 96,398.5 (92,466.5)	人 468 (444)	人 274 (250)	人 1,450 (1,361)	人 182 (185)	人 32 (0)	人 2,767.0 (2,591.5)	人 262.0 (201.0)	% 2.87 (2.80)	企業 446 (430)	% 62.6 (67.9)
建設業	32 (28)	3,416.5 (3,220.0)	20 (21)	3 (2)	43 (41)	2 (2)	1 (0)	87.5 (86.0)	5.5 (3.0)	2.56 (2.67)	24 (25)	75.0 (89.3)
製造業	190 (176)	30,021.0 (29,389.5)	158 (151)	20 (15)	462 (439)	14 (16)	4 (0)	807.0 (764.0)	58.0 (50.0)	2.69 (2.60)	127 (128)	66.8 (72.7)
情報通信業	16 (14)	2,047.5 (1,820.0)	8 (8)	3 (1)	10 (8)	0 (0)	0 (0)	29.0 (25.0)	3.0 (2.0)	1.42 (1.37)	4 (4)	25.0 (28.6)
運輸業、郵便業	44 (40)	5,179.5 (5,049.0)	30 (27)	11 (7)	63 (57)	3 (4)	0 (0)	135.5 (120.0)	20.5 (2.5)	2.62 (2.38)	27 (27)	61.4 (67.5)
卸売業、小売業	94 (80)	10,457.5 (9,839.0)	46 (46)	18 (17)	135 (126)	18 (15)	7 (0)	257.5 (242.5)	14.5 (12.5)	2.46 (2.46)	53 (50)	56.4 (62.5)
金融業、保険業	13 (12)	3,134.5 (3,107.5)	10 (9)	0 (1)	36 (33)	1 (1)	0 (0)	56.5 (52.5)	1.0 (1.0)	1.80 (1.69)	6 (4)	46.2 (33.3)
不動産業、物品賃貸業	6 (6)	511.5 (501.5)	0 (0)	0 (2)	8 (4)	1 (1)	0 (0)	8.5 (6.5)	2.0 (4.0)	1.66 (1.30)	2 (2)	33.3 (33.3)
学術研究、専門・技術サービス業	11 (9)	672.0 (651.5)	1 (0)	0 (0)	10 (5)	2 (3)	0 (0)	13.0 (6.5)	1.0 (2.0)	1.93 (1.00)	6 (2)	54.5 (22.2)
宿泊業、飲食サービス業	17 (10)	1,266.0 (798.0)	2 (3)	5 (4)	13 (10)	6 (4)	0 (0)	25.0 (22.0)	5.5 (1.5)	1.97 (2.76)	8 (7)	47.1 (70.0)
生活関連サービス業、娯楽業	17 (14)	1,110.0 (972.0)	8 (8)	7 (6)	28 (29)	4 (2)	0 (0)	53.0 (52.0)	1.0 (4.5)	4.77 (5.35)	13 (9)	76.5 (64.3)
教育、学習支援業	15 (14)	1,346.0 (1,318.5)	2 (2)	1 (2)	8 (5)	0 (1)	0 (0)	13.0 (11.5)	3.0 (3.0)	0.97 (0.87)	4 (3)	26.7 (21.4)
医療、福祉	194 (178)	26,544.5 (25,660.5)	135 (124)	200 (182)	466 (442)	123 (125)	16 (0)	1,005.5 (934.5)	128.0 (82.0)	3.79 (3.64)	135 (132)	69.6 (74.2)
複合サービス事業	6 (5)	3,545.0 (3,526.5)	15 (15)	0 (0)	53 (53)	1 (1)	0 (0)	83.5 (83.5)	1.5 (8.0)	2.36 (2.37)	3 (4)	50.0 (80.0)
サービス業	53 (43)	6,946.0 (6,406.5)	33 (30)	6 (11)	113 (106)	7 (10)	4 (0)	190.5 (182.0)	17.5 (24.0)	2.74 (2.84)	32 (30)	60.4 (69.8)
その他の産業	4 (4)	201.0 (206.5)	0 (0)	0 (0)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	2.0 (3.0)	0.0 (1.0)	1.00 (1.45)	2 (3)	50.0 (75.0)

注 [1. (1)①表の注]と同じ

その他の産業には、「農、林、漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」「分類不能の産業」が含まれる。

## (3) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

## 詳細表

区 分	①法定雇用率 未達成企業数	② 不 足 数								③障害者の数が 0人の企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上20人 以下	20.5人以上50人 以下	50.5人以上	
規模計	266 ( 100.0%)	205 ( 77.1%)	39 ( 14.7%)	10 ( 3.8%)	4 ( 1.5%)	8 ( 3.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	152 ( 57.1%)
40.0人～100人未満	160 ( 100.0%)	153 ( 95.6%)	7 ( 4.4%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	137 ( 85.6%)
100～300人未満	76 ( 100.0%)	40 ( 52.6%)	26 ( 34.2%)	7 ( 9.2%)	1 ( 1.3%)	2 ( 2.6%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	14 ( 18.4%)
300～500人未満	15 ( 100.0%)	7 ( 46.7%)	1 ( 6.7%)	2 ( 13.3%)	1 ( 6.7%)	4 ( 26.7%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	1 ( 6.7%)
500～1,000人未満	9 ( 100.0%)	4 ( 44.4%)	2 ( 22.2%)	0 ( 0.0%)	2 ( 22.2%)	1 ( 11.1%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)
1,000人以上	6 ( 100.0%)	1 ( 16.7%)	3 ( 50.0%)	1 ( 16.7%)	0 ( 0.0%)	1 ( 16.7%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)

(注)1. 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2. ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、6月1日現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数です。

2. 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.8%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員 数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率 数	⑥ 法定雇用率達 成機関の割合	
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者 (注3)	B. 重度身体 障害者、重度 知的障害者 及び精神障 害者である短 時間勤務職 員(注3)	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神 障害者 (注3)	D. 重度以外身 体障害者及び 知的障害者で ある短時間勤 務職員 (注3)	E. 重度身体障害 者、重度知的障 害者及び精神障 害者である特定 短時間勤務職員 (注3)	F. 計 A×2+B+C +D+E× 0.5 (注2)				G. うち新規雇 用分(注4)
県の機関	3	4,244.5	30	5	54	11	0	124.5	10.5	2.93	3	100.0
( )	3	4,284.5	32	8	48	9	—	124.5	20.0	2.91	3	100.0

〔2(1)①表の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。  
 2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。  
 ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については、1人を1カウントとしている。  
 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。  
 4 G欄の「うち新規雇用分」は令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。  
 5 ( )内は令和5年6月1日現在の数値である。

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数 (注1)	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体 障害者 (注4)	b. 重度身 体障害者で ある短時間 勤務職員 (注4)	c. 重度以 外の身体障 害者(注4)	d. 重度以 外の身体障 害者である 短時間勤務 職員(注4)	e. 重度身 体障害者で ある特定短 時間勤務職 員(注4)	f. 計 a×2+b+c +(d+e)× 0.5 (注2)(注3)	g. うち新規 雇用分 (注5)	a. 重度知的 障害者 (注4)	b. 重度知 的障害者で ある短時間 勤務職員 (注4)	c. 重度以 外の知的障 害者(注4)	d. 重度以 外の知的障 害者である 短時間勤務 職員(注4)	e. 重度知 的障害者で ある特定短 時間勤務職 員(注4)	f. 計 a×2+b+c +(d+e)× 0.5 (注2)(注3)	g. うち新規 雇用分 (注5)	c. 精神障 害者(注4)	d. 精神障 害者である 短時間勤務 職員(注4)	e. 精神障 害者である 特定短時間 勤務職員 (注4)	f. 計 c+d+e ×0.5 (注3))	g. うち新規 雇用分 (注5)
県の機関	124.5	30	3	25	11	0	93.5	3.5	0	0	2	0	0	2.0	0.0	27	2	0	29.0	7.0
( )	124.5	32	5	25	9	—	98.5	11.0	0	0	2	0	0	2.0	1.0	21	3	—	24.0	8.0

〔2(1)②表の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④f欄の計である。  
 2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。  
 3 法令上、②③④d欄の重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。  
 ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については1人を1カウントとしている。  
 4 ②③のac欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。  
 5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。  
 6 ( )内は、令和5年6月1日現在の数値である。

【参考】県の機関における障害部位別の雇用身体障害者 ※実人数

県の機関	計	視覚障害		聴覚又は 平衡機能障害	音声・言語・そ しゃく機能障害	肢体不自由					内部障害						
		視力障害	視野障害			上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害
	69	1	2	6	0	17	18	3	4	0	15	3	0	0	0	0	0

※「計」欄には、障害部位別の雇用身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

詳細表

(2) 市町の機関(法定雇用率2.8%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (注1)	③ 障害者の数							④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員 (注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員 (注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員 (注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5 (注2)	G. うち新規雇用分 (注4)			
市町の機関	31	10,912.5	69	14	139	18	2	301.0	37.0	2.76	23	74.2
	( 31	10,957.0	66	9	129	20	—	280.0	23.0	2.56	23	74.2)

注 [2(1)①の表の注]と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数 (注1)	② 身体障害者の数							③ 知的障害者の数							④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者 (注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員 (注4)	c. 重度以外の身体障害者 (注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員 (注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間勤務職員 (注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分 (注5)	a. 重度知的障害者 (注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員 (注4)	c. 重度以外の知的障害者 (注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員 (注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間勤務職員 (注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分 (注5)	c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員 (注4)	e. 精神障害者である特定短時間勤務職員 (注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)	g. うち新規雇用分 (注5)
市町の機関	301.0	68	7	96	16	1	247.5	19.0	1	0	5	2	0	8.0	2.0	38	7	1	45.5	16.0
	( 280.0	65	7	98	16	—	243.0	17.5	1	0	4	4	—	8.0	0.5	27	2	—	29.0	5.0)

注 [2(1)②の表の注]と同じ



詳細表

(3) 県の教育委員会（法定雇用率2.7%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (注1)	③ 障害者の数						F. 計 A×2+B+C +(D+E)×0.5 (注2)	G. うち新規雇用分 (注4)	④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員 (注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員 (注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員 (注3)	F. 計 A×2+B+C +(D+E)×0.5 (注2)					
県の教育委員会	1 ( 1 )	7,708.0 ( 7,681.5 )	48 55	1 0	98 90	2 1	0 -	196.0 200.5	24.5 17.0	2.54 2.61	0 1	0.0 100.0	

注 [2(1)①の表の注]と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数 (注1)	② 身体障害者の数							③ 知的障害者の数							④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者 (注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員 (注4)	c. 重度以外の身体障害者 (注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員 (注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間勤務職員 (注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	a. 重度知的障害者 (注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員 (注4)	c. 重度以外の知的障害者 (注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員 (注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間勤務職員 (注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員 (注4)	e. 精神障害者である特定短時間勤務職員 (注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)	g. うち新規雇用分(注5)
県の教育委員会	196.0 ( 200.5 )	48 55	1 0	58 54	2 1	0 -	156.0 164.5	11.5 9.0	0 0	0 0	5 4	0 0	0 -	5.0 4.0	2.0 0.0	35 32	0 0	0 -	35.0 32.0	11.0 8.0

注 [2(1)②の表の注]と同じ

【参考】県の教育委員会における障害部位別の雇用身体障害者数

※実人数

県の教育委員会	計	視覚障害		聴覚又は平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由					内部障害							
		視力障害	視野障害			上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害				
														小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害		
	109	13	3	3	0	5	26	6	14	0	21	12	0	5	0	0	1	

※「計」欄には、障害部位別の雇用身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

3. 地方独立行政法人における雇用状況

地方独立行政法人（法定雇用率2.8%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数							④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5(注2)	G. うち新規雇用分(注4)			
	機関	人	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
地方独立行政法人	1	890.5	2	2	10	0	0	16.0	0.0	1.80	0	0.0
(	1	876.5	2	2	12	1	—	18.5	1.5	2.11	0	0.0

[3①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ( )内は令和5年6月1日現在の数値である。

② 障害種別雇用状況

区分	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	② 身体障害者の数							③ 知的障害者の数							④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	h. 重度知的障害者(注4)	i. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	j. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	k. 重度以外の知的障害者である特定短時間労働者(注4)	l. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	m. うち新規雇用分(注5)	n. 精神障害者(注4)	o. 精神障害者である短時間労働者(注4)	p. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	q. 計 c+d+e×0.5(注3)	r. うち新規雇用分(注5)		
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
地方独立行政法人	16.0	2	2	9	0	0	15.0	0.0	0	0	1	0	0	1.0	0.0	0	0	0	0.0	0	0.0
(	18.5	2	2	10	1	—	16.5	1.5	0	0	1	0	—	1.0	0.0	1	0	—	1.0	0.0	0.0

[3②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
- 4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ( )内は令和5年6月1日現在の数値である。

※ 「地方独立行政法人」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号の法人を指す。

#### 4 地方公共団体の各機関の状況

##### (1) 県の機関の状況（法定雇用率2.8%）

区 分	項 目	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
合 計		4,244.5	124.5	2.93	0.0	
佐賀県知事部局		3,852.5	112.5	2.92	0.0	
佐賀県警察本部		343.5	11.0	3.20	0.0	
佐賀県競馬組合		48.5	1.0	2.06	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。  
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(2) 市町の機関の状況 (法定雇用率2.8%)

区分	項目	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計		10,912.5	301.0	2.76	16.5	
佐賀市(特例認定)		2,516.0	76.0	3.02	0.0	注4
唐津市(特例認定)		1,625.5	47.5	2.92	0.0	注4
鳥栖市(特例認定)		769.0	17.0	2.21	4.0	注4
多久市(特例認定)		420.5	17.5	4.16	0.0	注4
伊万里市(特例認定)		760.5	19.0	2.50	2.0	注4
武雄市(特例認定)		631.5	14.5	2.30	2.5	注4
鹿島市(特例認定)		410.5	11.0	2.68	0.0	注4
小城市		321.0	8.0	2.49	0.0	
嬉野市		284.0	7.0	2.46	0.0	
神崎市(特例認定)		497.0	11.0	2.21	2.0	注4
吉野ヶ里町(特例認定)		197.0	6.0	3.05	0.0	注4
基山町		198.5	4.0	2.02	1.0	
上峰町(特例認定)		113.5	2.0	1.76	1.0	注4
みやき町		297.0	5.0	1.68	3.0	
玄海町		141.5	3.0	2.12	0.0	
有田町		166.5	5.0	3.00	0.0	
大町町		91.0	2.0	2.20	0.0	
江北町		96.5	2.0	2.07	0.0	
白石町(特例認定)		240.0	6.0	2.50	0.0	注4
太良町		95.5	3.0	3.14	0.0	
小城市教育委員会		129.5	7.5	5.79	0.0	
嬉野市教育委員会		116.0	3.0	2.59	0.0	
みやき町教育委員会		83.5	3.0	3.59	0.0	
江北町教育委員会		38.5	2.0	5.19	0.0	
佐賀中部広域連合		59.5	1.0	1.68	0.0	
佐賀市上下水道局		146.5	5.0	3.41	0.0	
佐賀東部水道企業団		77.0	3.0	3.90	0.0	
佐賀西部広域水道企業団		83.0	3.0	3.61	0.0	
伊万里・有田地区医療福祉組合 伊万里有田共立病院		186.0	4.0	2.15	1.0	
伊万里・有田地区医療福祉組合 伊万里・有田地区特別養護老人ホームくみにみ		57.5	2.0	3.48	0.0	
町立太良病院		63.0	1.0	1.59	0.0	

※ 上峰町(特例認定)においては、令和6年11月1日時点において、障害者数3.0人、実雇用率2.62%、不足数0.0人となっている。

※ みやき町においては、令和6年12月1日時点において、障害者数8.0人、実雇用率2.69%、不足数0.0人となっている。

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定機関(A)	みなされることとなる機関(B)
佐賀市	佐賀市教育委員会
唐津市	唐津市教育委員会
鳥栖市	鳥栖市教育委員会
多久市	多久市教育委員会
伊万里市	伊万里市教育委員会
武雄市	武雄市教育委員会
鹿島市	鹿島市教育委員会
神崎市	神崎市教育委員会
吉野ヶ里町	吉野ヶ里町教育委員会
上峰町	上峰町教育委員会
白石町	白石町教育委員会

(3) 県の教育委員会の状況（法定雇用率2.7%）

区分	項目	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
佐賀県教育委員会		7,708.0	196.0	2.54	12.0	

※ 佐賀県教育委員会においては、令和6年10月1日時点において、障害者の数209.0人、実雇用率2.71%、不足数0.0人となっている。

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。  
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(4) 地方独立行政法人の状況（法定雇用率2.8%）

区分	項目	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館		890.5	16.0	1.80	8.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。  
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

## (6) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	2.41	0.08	46.0	△4.1	53,875	117,239
北海道	2.64	0.06	49.5	△3.6	2,088	4,218
青森	2.49	△0.06	51.6	△5.4	578	1,121
岩手	2.50	0.08	55.4	△3.8	605	1,093
宮城	2.39	0.10	49.4	△1.7	851	1,724
秋田	2.49	0.09	58.8	△5.4	521	886
山形	2.37	0.06	52.7	△4.5	550	1,044
福島	2.41	0.12	54.8	△1.9	901	1,645
茨城	2.33	0.01	45.6	△5.9	840	1,842
栃木	2.48	0.09	54.0	△4.3	815	1,509
群馬	2.35	0.07	53.2	△2.9	1,003	1,887
埼玉	2.47	0.05	45.5	△4.1	1,844	4,053
千葉	2.40	0.02	47.3	△5.3	1,490	3,150
東京	2.29	0.08	30.5	△3.9	7,626	24,995
神奈川	2.40	0.11	43.7	△2.9	2,409	5,512
新潟	2.45	0.07	55.2	△5.3	1,204	2,182
富山	2.36	0.04	49.4	△6.2	575	1,165
石川	2.61	0.12	52.6	△3.1	666	1,266
福井	2.61	0.03	56.7	△3.4	476	839
山梨	2.37	0.12	57.4	△3.4	405	705
長野	2.47	0.05	54.7	△7.6	1,050	1,918
岐阜	2.53	0.06	53.0	△3.2	950	1,794
静岡	2.43	0.06	51.4	△4.0	1,765	3,433
愛知	2.36	0.08	46.5	△5.0	3,459	7,434
三重	2.52	△0.04	57.6	△4.3	822	1,426
滋賀	2.66	0.14	54.1	△5.1	560	1,036
京都	2.43	0.06	48.7	△5.0	1,059	2,175
大阪	2.44	0.09	41.7	△4.4	3,982	9,543
兵庫	2.47	0.11	47.9	△4.3	1,893	3,948
奈良	3.00	△0.06	60.5	△4.7	454	750
和歌山	2.78	0.07	59.0	△5.3	413	700
鳥取	2.56	0.09	61.1	△3.1	316	517
島根	2.89	0.06	66.3	△3.3	443	668
岡山	2.58	0.00	50.8	△5.2	872	1,718
広島	2.54	0.06	49.1	△2.9	1,295	2,636
山口	2.77	0.00	54.4	△4.1	562	1,034
徳島	2.42	0.02	57.6	△5.8	323	561
香川	2.31	0.12	55.2	△1.9	535	970
愛媛	2.57	0.06	50.2	△4.5	594	1,183
高知	2.53	0.02	55.7	△7.9	338	607
福岡	2.43	0.05	47.5	△5.0	2,120	4,463
佐賀	2.87	0.07	62.6	△5.3	446	712
長崎	2.88	0.03	57.4	△4.8	652	1,135
熊本	2.59	0.07	53.1	△6.3	779	1,466
大分	2.77	0.05	60.8	△4.3	598	984
宮崎	2.87	0.21	63.5	△2.0	596	939
鹿児島	2.66	0.04	57.2	△3.8	826	1,444
沖縄	3.39	0.15	60.0	△5.2	726	1,209